

令和 4 年 4 月 1 日

三豊市長 殿

代表者（会長）名 三豊 太郎

会則に事務所等定めがあれば
その住所をご記入ください。 (電話 73 - 3119)

住 所 三豊市 高瀬 町 下勝間2373番地1

自主防災組織結成届

自主防災組織を結成したので、次のとおり届けます。

1. 名称	防災会名 (<u>高瀬自主防災組織</u>) 会長名 (<u>三豊 太郎</u>)
2. 自主防災組織 加入世帯数	世帯数 (<u>30</u> 世帯)
3. 結成年月日	<u>令和 4 年 4 月 1 日</u>
4. 添付書類	・組織表 ・組織図 ・会 則 ・その他

令和 4 年 5 月 1 日

三豊市

代表者の変更の場合は、
新しい代表者をご記入ください。

代表者（会長）名 三豊 太郎

会則に事務所等定めがあれば
その住所をご記入ください。

（電話 73 - 3119）

住 所 三豊市 高瀬 町 下勝間2373番地1

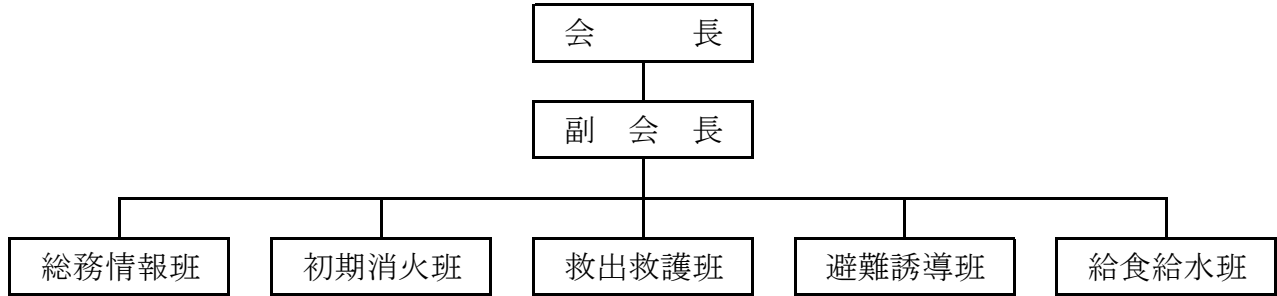
自主防災組織変更届

自主防災組織を変更したので、次のとおり届けます。

1. 名称	防災会名 (<u>高瀬自主防災組織</u>) 会長名 (<u>三豊 太郎</u>)
2. 自主防災組織 加入世帯数	世帯数 (<u>30</u> 世帯)
3. 結成年月日	<u>令和 4 年 4 月 1 日</u>
4. 添付書類	・組織表 ・組織図 ・その他

(別表)

高瀬自主防災会構成図



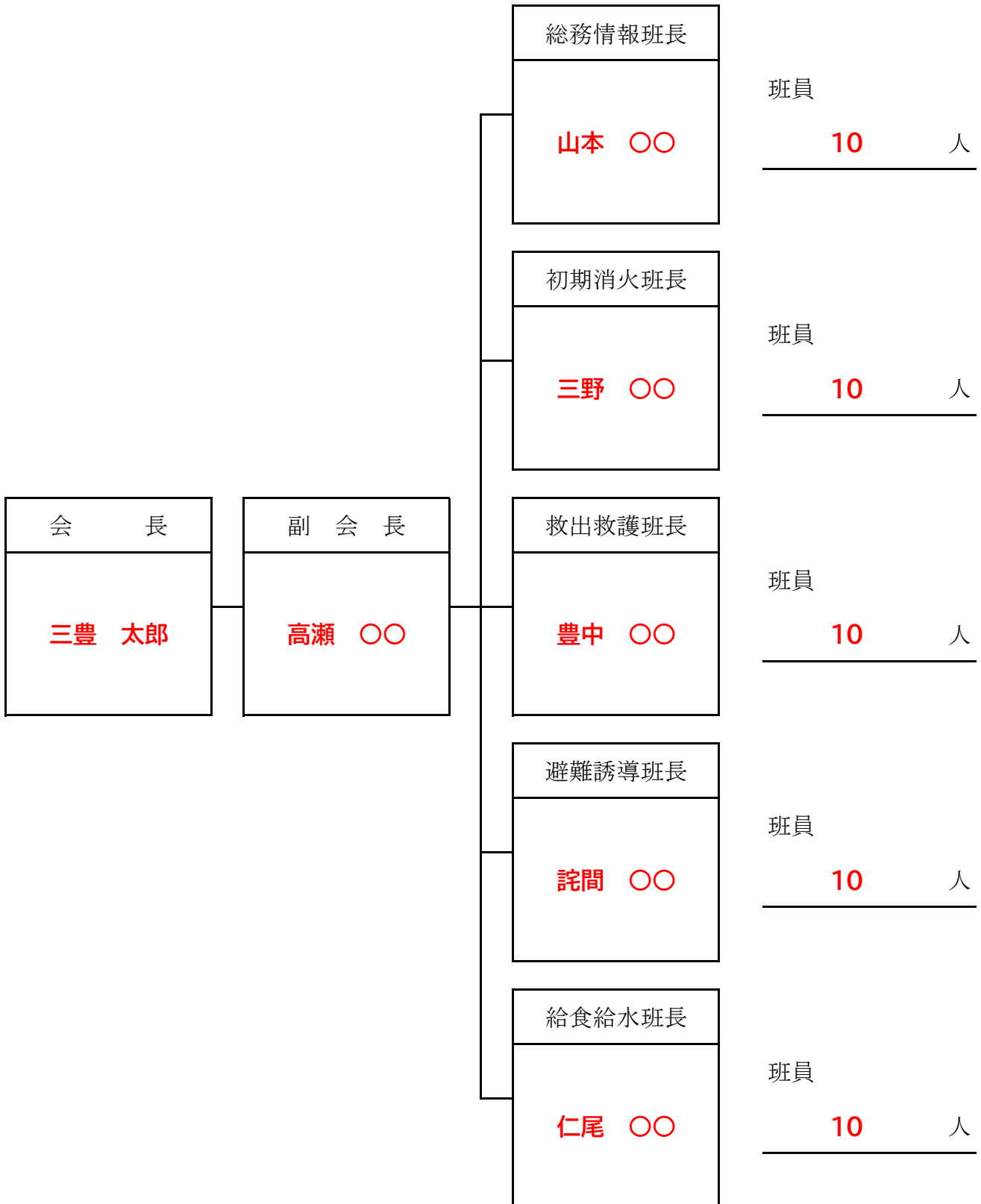
役 割 分 担

総務情報班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庶務全般 ・ 各班との連絡調整 ・ 関係機関との調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災計画、訓練等の計画 ★ 情報収集及び伝達 ★ 連絡調整
初期消火班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 危険地域の把握 ・ 危険物、ガス等の点検 ・ 火気使用設備器具の点検 ・ 消火器具の点検、整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消火訓練 ★ 消火活動 ★ 出火防止の呼びかけ
救出救護班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急手当の知識、技術の普及 ・ 応急手当用品の整備、点検、 ・ 救出救護訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ★ 負傷者等の救出、応急手当
避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難路、避難場所の把握及び周知 ・ 要介護者の把握 ・ 避難誘導機材の整備、点検 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難訓練 ★ 安全な避難場所の周知 ★ 避難誘導 ★ 要介護者の避難の介助
給食給水班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 炊飯用具の整備、点検 ・ 炊き出し訓練 ・ 給食給水訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ★ 炊き出し及び給水 ★ 応急物資の配給等

★は災害時

高瀬 自主防災会組織図

会長以下 56 人



高瀬 自主防災組織組織表

令和 **4** 年 **4** 月 **1** 日現在

○ 町名及び自治会名（三豊市 **高瀬** 町 **高瀬** 自治会）

氏名等 役職名	氏 名	住 所
		電話番号
会 長	三豊 太郎	三豊市高瀬町下勝間2373番地1
		0875-73-3119
副会長	高瀬 ○○	三豊市高瀬町下勝間○○番地
		0875-73-0000
総務情報班長	山本 ○○	三豊市高瀬町下勝間○○番地
		0875-73-0000
初期消火班長	三野 ○○	三豊市高瀬町下勝間○○番地
		0875-73-0000
救出救護班長	豊中 ○○	三豊市高瀬町下勝間○○番地
		0875-73-0000
避難誘導班長	詫間 ○○	三豊市高瀬町下勝間○○番地
		0875-73-0000
給食給水班長	仁尾 ○○	三豊市高瀬町下勝間○○番地
		0875-73-0000
監 事	財田 ○○	三豊市高瀬町下勝間○○番地
		0875-73-0000

高瀬 自主防災組織会則

(名称)

第1条 この会は、**高瀬** 自主防災組織(以下「本会」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第2条 本会の事務所は、**高瀬自治会場** に置く。

(目的)

第3条 本会は、住民の隣保協同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、風水害、地震、火災などの災害(以下「風水害など」という。)による被害の防止と軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)防災に関する知識の普及
- (2)風水害などに対する予防
- (3)風水害などの発生時における情報収集・伝達、避難誘導、初期消火などの応急対策
- (4)前号に関する訓練
- (5)資機材などの整備
- (6)その他本会の目的を達成するために 必要な事項

(会員)

第5条 本会は、**高瀬** 自治会(以下「自治会」という。)に加入する世帯をもって構成する。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1)会長 1名
 - (2)副会長 1名
 - (3)班長 若干名
 - (4)監事 若干名
- 2 会長、副会長は、自治会の自治会長、自治会副会長をもって充て、班長及び監事は会員の互選による。
- 3 役員任期は1年とする。ただし、再任することができる。

(役員の仕事)

第7条 役員は、別に定める防災計画に基づく職務を行う。

(顧問等)

第8条 本会は、事業の実施に当たり専門的なアドバイスを受けるため、顧問又は専門員を設置することができる。

(総会及び役員会)

第9条 総会は、自治会総会と同時に開催する。

2 役員会は会長が招集する。

3 会長は、必要に応じ役員会に役員以外の者の出席を求めることができる。

(防災計画)

第10条 本会は、第3条に定める事業を実施するための防災計画を作成する。

(会費等)

第11条 本会の会費及び運営に要する経費は、自治会会費その他の収入をもって充てる。

(その他)

第12条 この規約に定めのない事項については、役員会で協議して定める。

附則 この会則は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。